

資料2-2

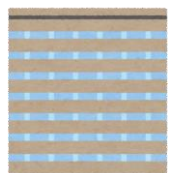
法務省 配布資料 (詳細版)

地域再犯防止推進事業の概要

背景

- 刑務所出所者等の再犯防止を更に推進するには、国と地方公共団体が連携した「息の長い」支援が不可欠
- 第二次再犯防止推進計画において、国・都道府県・市区町村が担うべき具体的役割を明示
- 都道府県において、地域の実情に応じた再犯防止施策を実施することができるよう、国による財政支援を実施

事業イメージ



法務省



都道府県

財政支援
(補助金)

補助率1/2
(最大150万円)

※ 都道府県負担分について地方交付税措置

(費目例)


人件費、報償費、旅費、使用料及び賃借料、
需用費(印刷製本費、消耗品費等)、
役務費(通信運搬費等)、委託料 等

事業内容



地域再犯防止推進事業として、以下のメニューを実施

○ (基礎自治体に対する) **施策の企画立案支援等** 

- ・ 基礎自治体間での施策の調整や情報共有を行うための会議等の開催【必須事務】
- ・ 基礎自治体が地方計画を策定・実施・評価するための情報提供、助言 など

○ (基礎自治体に対する) **理解促進・人材育成** 

- ・ 基礎自治体職員等の理解促進のための研修会等の開催【必須事務】 など

○ (都道府県が行う) **直接支援**  

就労・住居支援 / 専門的支援 / 相談支援 のいずれか1つを実施

「刑法等の一部を改正する法律」の施行（R7.6.1）

刑法25条2項

（改正前）保護観察付執行猶予中の再犯は必ず実刑

（改正後）初度の保護観察付執行猶予中の再犯について、再び執行猶予を付すことが可能

改正の趣旨

保護観察付執行猶予の期間内に再犯に及んだ者について、必ず実刑とするのではなく、**被告人の改善更生及び再犯防止のため**、改めて保護観察付執行猶予として社会内処遇を継続することができる選択肢を設けたもの

これまで、保護観察付執行猶予中の再犯は必ず実刑としなければならなかったことから、裁判所において初度の執行猶予を言い渡す際に保護観察に付すことを躊躇させ、そのことが保護観察付執行猶予が十分活用されているとはいえない一因となっているのではないかと指摘



法改正により上記不利益が解消 + 法改正の趣旨を踏まえ

初度の全部執行猶予の際に保護観察が付される例が増加する可能性

検察庁の取組

検察の理念

警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、**犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する**

新たな取組

【R8.1から全庁にて推進】

- 全部執行猶予が想定される事案において
 - ① **再犯のおそれが認められ**
 - ② **保護観察に付することによって、被告人の改善更生及び再犯防止が期待できると考えられる場合**検察官から裁判所に対し、**論告において保護観察に付すべきことを積極的に主張する**ことを検討する
- **保護観察所とも連携**し、保護観察の適合性や特別遵守事項等に関する意見を聴取

懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑を創設（令和7年6月1日施行）

個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能に。

受刑者の必要性に応じた作業の実施

一方的に行わせるのではなく、受刑者自身にその重要性を十分に理解させ、効果的に改善更生等を図る。

作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇

作業の実施が前提ではなくなり、改善更生等の必要性に応じて柔軟に実施することが可能に。

作業を含む受刑生活への動機付けの強化

作業や指導等の実施時期や割合、組合せ等を重視し、個々の特性に応じたきめ細かな矯正処遇等を展開。

入所から出所まで、個々の受刑者の特性をきめ細かに把握しつつ、特性に応じた働き掛けを展開

入所

処遇調査の充実

- 心理専門官を中心に、福祉専門官などを含めた多職種の職員が関与し、複層的な視点で調査
- アセスメントツールを改訂
- 少年鑑別所の鑑別機能も活用

→ **特性を把握するためのアセスメント機能を強化**

矯正処遇課程（24課程）の新設

- 特性に応じた処遇を効果的・効率的に実施するため、基本的な処遇類型（矯正処遇課程）を新設
- 各刑事施設において、矯正処遇課程ごとに処遇内容や配慮すべき事項を規定して処遇

→ **特性を理解した上で、必要な者に必要な処遇を実施**

矯正処遇の充実

作業

内容や方法の充実を図り、
受刑者の特性に応じて
必要なものを組み合わせて実施

改善指導

教科指導

社会復帰支援の充実

就労支援

福祉的支援

入所後の早い段階から支援ニーズを把握し、
住居・就業先・福祉サービスの確保など
釈放後の社会生活を見据えた支援を実施

受刑者自身が処遇の必要性を理解し、
自主的・意欲的に取り組めるよう
動機付けのための働き掛けを強化

出所

就労に向けた学習支援の見直しに係る取組

○ 現状の課題を整理し、就労に向けたより効果的な学習支援の体制を構築するため、職業指導の学習支援に代えて、民間事業者のノウハウを活用した学習支援を実施

(実施期間) 令和7年度から令和9年度の3年間

(実施庁) 近畿矯正管区内※の少年院7庁 (第三種少年院を除く)

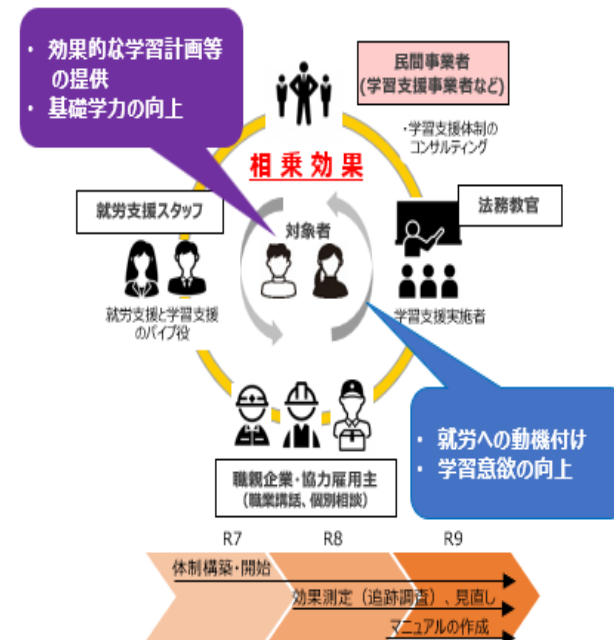
浪速、交野、和泉、泉南、加古川、播磨、奈良

(対象者) 就労を希望する在院者

○ 委託内容

- 学習計画の作成、教材の選定
- 指導への助言、内容の見直し
- 指導者マニュアルの作成

○ 学習支援の効果を検証、内容の見直し (基礎学力の変化、自己認識の変容、離職率等)



効果

新たな就労支援の在り方検討

- ・ 民間事業者のノウハウを活用し、就労上求められる基礎学力に応じた効果的な学習支援内容を検討することで、少年院の就労支援全体の在り方を見直すことができる
 - ▶ 課題の整理、改善
 - ▶ 就労支援と学習支援の有機的な取組の整備

効果的な学習支援の実施

- ・ 個々の在院者の希望職種や能力に応じた学習支援を実施することで、就労上求められる基礎学力を効率的に身に付けることが可能
 - ▶ 在院中内定率の向上
 - ▶ 離職率の低下

再犯・再非行の防止

- ・ 就労の継続により経済的安定 (居住の安定を含む)
 - ▶ 再非行リスクが低下

刑務所出所者等就労奨励金支給制度

施策番号11関連

保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用し、保護観察所の依頼を受け、就労継続に必要な技能及び生活習慣等を習得させるための指導・助言を行った**協力雇用主**に対して、最長1年間、奨励金を支給する制度

(就労開始後)

1～6か月目

7～12か月目

就労・職場定着奨励金

就労継続奨励金

A
コース

- ◆ 支給額：1～6か月目 **毎月最大8万円**
- ◆ 要件：①保護観察対象者等を雇用した協力雇用主
②刑務所等在所中から就労を調整
③正社員又は1年以上の雇用見込み

or

B
コース

- ◆ 支給額：1～3か月目 **毎月最大2万円**
4～6か月目 **毎月最大4万円**
- ◆ 要件：保護観察対象者等(Aコース以外)を雇用した協力雇用主



就労・職場定着強化加算金

- ◆ 支給額：1～6か月目 **毎月1万円**
- ◆ 要件：①**20歳未満又は50歳以上**の保護観察対象者等を雇用した協力雇用主
②勤務時間外に月3回、職場定着に必要なフォローアップを実施

- ◆ 支給額：9か月目 **最大12万円**
12か月目 **最大12万円**
- ◆ 要件：保護観察対象者等を引き続き雇用する協力雇用主

協力雇用主とは



- ・刑務所出所者等の前歴等の事情を理解した上で雇用し、その自立や社会復帰に協力する事業主
- ・保護観察所に協力雇用主として登録
- ・約2万5千社が登録（R6.10.1現在）

背景

- 保護司の担い手確保が年々困難となり、高齢化も加速し、適任者確保等が課題に
- R6.5、保護司が犯罪被害に遭い、安全確保が大きな課題に
 - 法務大臣に「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会 報告書」が提出（R6.10）

↓ **運用による改善（新任委嘱時の上限年齢撤廃、複数指名の積極化等）を図るとともに、「法改正によらなければ対応できない事項」や「施策を推進するために必要な事項」について法改正**

改正のポイント

保:保護司法 更:更生保護法 事:更生保護事業法
※条文番号は改正後のもの

1 保護司の適任者確保

- **保護司の使命及び委嘱条件の見直し** (保1・3)
⇒今の時代に求められる保護司像を明確化
「安心・安全な地域社会の実現」
「人格識見が高い」「職務の遂行に必要な時間を確保できる」
「他の保護司及び保護観察官と協働して誠実かつ熱心に職務を行う」
- **広報や関係機関との連携を保護観察所の長の責務として規定** (保3)
⇒保護司の人脈のみに頼った候補者探しからの脱却
- **保護司の任期の延長（2年 ⇒ 3年）** (保6)
⇒より安定的に活動し、経験を積むことを可能に

より多様な保護司の
担い手の確保

2 保護司の活動環境の改善

- **保護司会等の任務規定の整備** (保12・13)
⇒保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの法定化
- **保護観察所の長による保護司会等への支援規定の新設** (保14)
⇒保護司会等の負担を軽減 ※国による支援も推進
- **地方公共団体による保護司会等への協力規定の整備** (保18)
⇒「できる規定」から「努力義務規定」に改正し、
活動場所の確保など地方公共団体の協力を促進
- **民間企業による保護司である従業者への配慮規定の新設** (保19・20)
⇒休暇や勤務時間への配慮など、働きながら、
保護司として活動しやすい環境を整備

国・地方・民間で
保護司を支え、
安定・継続的な
保護司活動の実現

3 保護司の安全確保

- **保護司の安全確保に関する国の責務規定の新設** (保16)
⇒面接場所の確保等の施策を推進
- **保護司の職務の執行区域の弾力化** (保7)
⇒他の保護区の更生保護サポートセンターや面接場所を
活用しやすくし、面接を行う場所の選択肢を広げる
- **公務所等への照会規定及び少年鑑別所による鑑別の規定の新設** (更64・78の3)
⇒保護観察対象者の再犯リスクの分析・評価のための情報の収集を強化し、
リスクに応じて保護観察官の関与を強める

安全・安心な
保護司活動の実現

4 その他更生保護制度の充実

- **更生保護事業や更生保護活動に対する地方公共団体の協力規定の整備** など (更2・事3)

第1回世界保護司会議の成果 「京都保護司宣言」（令和3（2021）年3月）

- ・保護司等のボランティアの重要性を指摘
- ・ボランティアに対する国際的認知度の向上や支援の充実に向け、国際ネットワークの構築や国連準則等の策定を呼び掛け

各種国際会議の場で、保護司制度等の日本の更生保護について
国際発信(令和4年度～令和6年度)

- ・国連犯罪防止刑事司法委員会(CCPCJ)
- ・世界保護観察会議
- ・国際矯正刑事施設協会(ICPA)年次総会
- ・日ASEAN法務大臣特別会合+G7法務大臣会合
- ・アジア太平洋刑事司法フォーラム(Crim-AP) など



更生保護ボランティア紹介動画



国際更生保護ボランティアの日
宣言承認時の様子

第2回世界保護司会議の成果

「国際更生保護ボランティアの日宣言」(令和6(2024)年4月17日)

- ・約130年にわたり我が国において培われてきた保護司(hogoshi)制度に言及
- ・世界各国で罪を犯した人の立ち直りを支えるボランティアの重要性や社会への貢献を指摘
- ・地域ボランティアの国際的認知度の向上と国際ネットワークの促進に向け、4月17日を「国際更生保護ボランティアの日」とする

再犯防止国連準則(通称:京都モデル戦略・KMS)

国連総会にて採択(令和7(2025)年12月18日)

- ・罪を犯した者の社会統合を支える地域ボランティアの重要性と活用促進がモデル戦略に盛り込まれ、その具体例のひとつとして、hogoshiが脚注に明記された



ニューヨーク・国連本部

【令和7年度中の国際発信】

令和7年4月17日

国際更生保護ボランティアの日1周年記念ウェビナー

- ・日本、タイ、シンガポール、マレーシア及びインドネシアの5カ国の地域ボランティア及び実務家がそれぞれの地域ボランティアの活動状況について発表



令和7年5月19日～23日

第34会期犯罪防止刑事司法委員会(CCPCJ)

- ・保護司がサイドイベントで発表
- ・更生保護制度についてオンライン展示



令和7年10月26日～31日

国際矯正刑事施設協会(ICPA)年次総会出席

- ・地域ボランティアの役割について発表
- ・社会内処遇のネットワークミーティングに参加



今後も我が国の更生保護ボランティア制度のプレゼンスの向上を目指し、国際的な啓発活動・技術支援等の働き掛けを継続

将来的に、「国際更生保護ボランティアの日」を国連の国際デーとすることを提案

